

先端設備等の固定資産税の課税標準の特例について

～先端設備等導入制度による支援～

米沢市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備等について、一定の要件を満たす場合、固定資産税が3年間ゼロになります。

- 先端設備等導入制度の詳細については、中小企業庁ホームページの経営サポート「[先端設備等導入制度による支援](#)」をご参照ください。
- 先端設備等導入計画の認定申請については、[米沢市産業部商工課](#)へお問合せください。
- 固定資産税（税額）は、「課税標準額×税率＝税額」で算出します。特例が適用される場合は、「課税標準額×特例割合×税率＝税額」となります。本制度における米沢市の特例割合はゼロのため、税額もゼロになります。

(1) 対象となる方

- ア 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - イ 資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ウ 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ※ 次のいずれかに該当する法人は対象となりません。

- ・同一の大規模法人に発行済株式または出資（自己の株式または出資を除く）の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人に発行済株式または出資（自己の株式または出資を除く）の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

(2) 対象となる設備・取得期間・要件

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期等	取得期間
機械及び装置	160万円以上	10年以内	平成30年6月6日 ～令和5年3月31日
工具 測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具及び備品	30万円以上	6年以内	
建物附属設備※	60万円以上	14年以内	
事業用家屋	120万円以上	新築のもの	令和2年4月30日
構築物	120万円以上	14年以内	～令和5年3月31日
具体的な要件	・「先端設備等導入計画」の認定後に取得したものであること。 ・生産、販売活動等に直接使用するものであること。 ・生産性向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること(償却資産のみ)。 ・取得価額の合計額が300万円以上の先端設備を稼働させるために取得したものであること(事業用家屋のみ)。 ・中古品ではないこと。		

※ 償却資産として課税されるものに限る。

裏面へ続く

(3) 特例が適用される期間

当該先端設備に新たに課税されることとなった年度から3年度分

(4) 手続きの方法

特例申告書に必要な書類を添付し、償却資産申告書と一緒に提出してください。特例申告書は、米沢市のホームページからダウンロードができます。

◎必要書類（※①～⑩は全て写しで構いません）

- ① 先端設備等導入計画の申請書類
- ② 認定書
- ③ 工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書

～リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類～

- ④ リース契約見積書
- ⑤ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

～申告資産に事業用家屋が含まれる場合に必要な追加書類～

- ⑥ 建築確認済証
- ⑦ 見取り図（先端設備の設置がわかる書類）
- ⑧ 写真（設置した事業用家屋の外観及び先端設備を設置した箇所がわかる内観等）
- ⑨ 設置する先端設備の取得価額の合計が300万円以上であることがわかる書類（購入契約書等）
- ⑩ [事業用家屋が併用住宅の場合]事業用割合がわかる書類（青色申告決算書等）